

【前期・１～３年生向け】国立高専機構の授業料免除制度 (災害等による特別な事由) について

このことについて、申請を希望する学生は、下記「1. 免除の対象」のとおり自らが対象となるかを確認の上、学生課学生係で配布する申請書類を受け取り、提出期限までに提出してください。

記

1. 免除の対象

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合。

- ① 授業料の各期の納付期限前 6 月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等※の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

①～③に該当する事情があり、かつ、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前 6 月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科 3 年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科 3 年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者（帰国子女等）で、かつ、学業優秀と認められる者

2. 申請について

申請を希望する学生は①を学生課学生係へ提出願います。申請書はホームページ、Teams（奨学金・授業料等減免チャンネル）に掲載しています。（窓口でも配布しています）

- ①授業料免除申請書提出期限：5月9日（火）
- ②家計状況を証明する書類の提出期限：6月頃※

※②家計状況を証明する提出書類の詳細については別途案内します。

※授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

3. 授業料免除額

授業料の全額又は半額

※ 1 高等学校等就学支援金を受給している場合は、免除判定額と受給額との差額分を免除します。

※ 2 前期分の高等学校等就学支援金受給額が授業料免除額を上回る場合については免除を実施しません。（加算支給が認められ、負担する授業料が 0 円の場合など）

例：国立高専機構による授業料免除判定：全額免除

就学支援金受給額（前期分）：59,400 円（加算支給無し）の場合

免除額：117,300 円（①+②）

内訳：①59,400 円（就学支援金受給額）+②57,900 円（免除判定額と就学支援金受給額の差額分）